（葉たばこの鑑定）

第四条　会社は、法第三条第四項に規定する買入れに際しては、標本葉たばこ等を基準として、葉たばこの鑑定技術を有する会社の職員二名により、買い入れようとする葉たばこの鑑定を行う。

［２　略］

（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）

第三十五条　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六‖　令和二年九月一日から令和三年三月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。

イ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の五に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の五

ロ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の二に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の二

七‖　令和元年十月一日から令和二年六月三十日までの間に補助金を財源とする補助を受ける場合に用いられる決済手段を用いて消費者が小売販売業者から製造たばこを小売定価により購入することに伴い、補助金を財源とする補助を受けないものの、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益（補助金を財源とする補助を受ける場合に用いられる消費者還元の方法及び利用方法によるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が提供される場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額に対する当該財産上の利益の割合が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合であるとき。

イ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の五に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の五

ロ　イ以外の場合　百分の二

八‖　前二号に定める財産上の利益が、製造たばこの購入代金の支払いに即時に充てられる場合。

［号を削る］

七‖　前号に定める財産上の利益が、製造たばこの購入代金の支払いに即時に充てられる場合

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年九月一日から施行する。